

【令和4年7月1日策定】

不適切な保育発生時の対応マニュアル

1 不適切な保育とは

(1) はじめに

保育園は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であります。また、調布市子ども条例では、市の役割として子どもの最善の利益に配慮し、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとしています。

これらのことを踏まえ、市は各保育園が個を尊重し、国の保育所保育指針等に基づき、安全かつ適切な保育を実施していく必要があります。保育園で安全かつ適切な保育を実施していくためには、保育施設での虐待等不適切な保育の未然防止に努めるとともに、そのような事案が発生した場合には、子どもの安全を守る観点から、早期対応に向けて保育園や庁内関係部署、関係機関等が連携して対応していく必要があります。

なお、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえて、本マニュアルの対象となる保育園には、小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業や認可外保育施設を含めることとします。

(2) 不適切な保育とは

「不適切な保育」については、国や東京都で定義されているわけではありませんが、保育園では安全かつ適切な保育を実施する必要があることから、「保育園での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」とします。

【不適切な保育の具体例】

- 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- 罰を与える・乱暴な関わり
- 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- 差別的な関わり

2 不適切な保育の未然防止に向けて

不適切な保育を未然に防止するために、各保育園で規定しているものの他、保育園、

市に求められる役割を次のとおりとします。

(1) 保育園の役割

- ア 子どもの人権の尊重の観点に照らして適切な保育についての保育士への教育・研修の実施
- イ 保育の計画の作成や振り返りに当たっては、不適切な保育が生じないような配慮
- ウ 不適切な保育が生じないような職場環境や職員体制の整備

(2) 市の役割

- ア 子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方の周知や保育現場で活用できチェックリストやガイドライン等の配布，研修の実施等
- イ 各保育園において適切な保育が実現されているか，保育アドバイザーによる巡回訪問等を通じて，保育園に対して助言・指導を行うこと
- ウ 児童福祉法に基づき，子どもの最善の利益を考慮した適切な保育が行われているか，また，そのための体制が整っているかについて，指導検査を通じて保育園に対する指導を行うこと

3 不適切な保育への対応

不適切な保育（疑いのある場合を含む）が発生した場合の対応について，保育園，市それぞれの役割を以下のとおりとします（資料1及び資料2）。

(1) 保育園の役割

- ア 不適切な保育が行われた際に，保育園として事案の発生を迅速に把握するための相談・連絡体制の整備
- イ 不適切な保育が疑われる事案を確認した場合に，市への情報提供や相談
- ウ 保育園を利用する全ての子どもへの心のケアや，保護者への丁寧な説明
- エ 再発防止策を市と協議の上作成し，保育内容改善の推進

(2) 市の役割

- ア 不適切な保育が疑われる事案の発生を迅速に把握できる体制の整備（保育園や第三者からの通報への対応）
- イ 不適切な保育が疑われる事案を把握した場合には，東京都との情報共有し，迅速な指導検査の実施
- ウ 不適切な保育の事実が確認された場合には，保育園と連携して原因究明と改善策を検討し，その実現に向けて保育園に対する助言・指導の実施
- エ 改善策に従って保育が実施されているかの状況確認，助言・指導

不適切な保育が疑われる事案発生時の市・都、保育園が担う役割（時系列）

NO.	市	都	保育園	内容
1				事案の発生
2	○	○	○	通報【第三者からの通報受理】
			○	状況確認【保育園内での状況把握】
			○	通報【保育園から市への報告、相談】
3	○			事実確認【保育園への聞き取り】
4	○	○		市から都・指導検査担当部署に連絡 特別指導検査について検討
5	○	○		指導検査の実施
	○			保育アドバイザーによる訪問
6	○	○		特別指導検査の実施
7			○	再発防止策の策定
8	○	○		改善状況の確認, 助言指導
9	○			指導検査の実施 保育アドバイザーによる訪問

市・都・保育園の役割 フロー図

